

医政医発 0114 第 1 号

令和 2 年 1 月 14 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長

（ 公 印 省 略 ）

医師法第 16 条の 8 の規定に基づく専門研修に関する協議について

令和元年 11 月 8 日に開催された医道審議会医師分科会医師専門研修部会（以下、「専門研修部会」という。）において、一般社団法人日本専門医機構から専門医制度整備指針の改訂及びサブスペシャリティ領域専門研修細則（案）（以下、「整備指針等」という。）が提示されたところです。専門研修部会での議論において、当該整備指針等の改訂は「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の一部の施行について（通知）（平成 30 年 10 月 15 日付医政局長通知医政発 1015 第 7 号）第 1 の 1 (2) に該当することから、医師法第 16 条の 8 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣の意見を聴いた上で、あらためて専門研修部会において議論することとされました。

つきましては、同条第 3 項の規定に基づき、別添の整備指針等について協議しますので、同通知第 1 の 2 に留意のうえ、意見がある場合は令和 2 年 2 月 15 日までに提出いただきますようお願いいたします。

専門医の基本領域とサブスペシャリティ領域

(日本専門医機構の基本領域とサブスペシャリティ領域)

サブスペシャリティ領域

2018年までに日本専門医機構に認定された領域(研修計画は未認定)

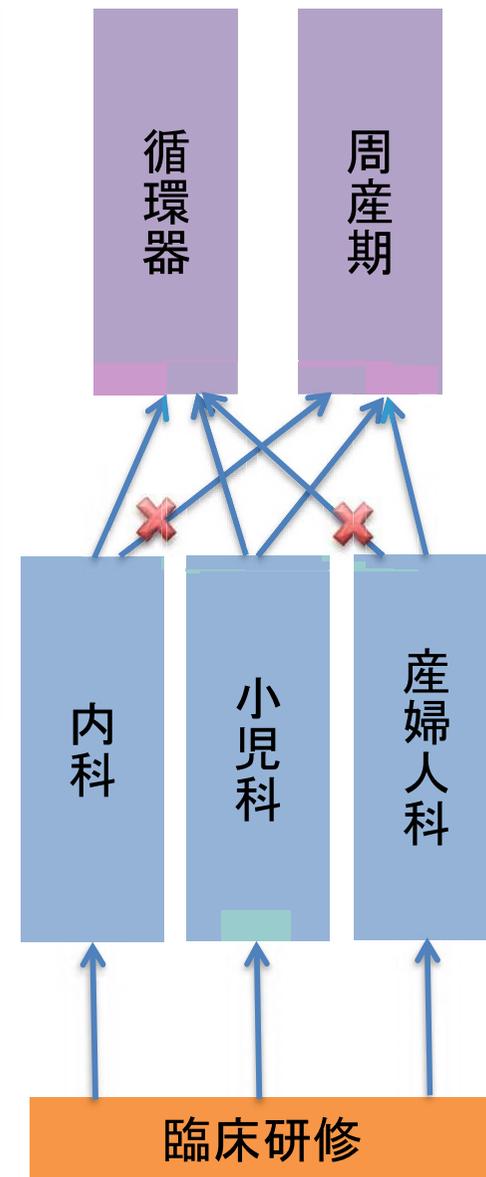
消化器病、循環器、呼吸器、血液、内分泌代謝、糖尿病、腎臓、肝臓、アレルギー、感染症、老年病、神経内科、リウマチ、消化器内視鏡、がん薬物療法、消化器外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、乳腺外科、内分泌外科、放射線治療、放射線診断(23診療科領域)

※サブスペシャリティ領域を運用するために必要な整備基準の作成や、研修施設などの認定などは日本専門医機構において十分に実施されていない。

基本領域 (19 領域)

内科 小児科 皮膚科 精神科 外科 整形外科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 泌尿器科 脳神経外科 放射線科 麻酔科 病理 臨床検査 救急科 形成外科 リハビリテーション科 総合診療科

(二段階制に基づく、専門研修の領域選択の例)



日本専門医機構で既に認定されているサブスペシャリティ領域と連動研修

医道審議会 医師分科会 医師専門研修部会
平成30年度 第4回 資料

一部のサブスペシャリティ領域の研修は、基本領域の研修期間中から一部連動研修ができることとされているため、平成30年度より基本領域研修が開始するにあたり、既に下記のサブスペシャリティ領域は先行して認定されており、平成31年度より連動研修が開始予定である。しかし、現在、連動研修とそのサブスペシャリティ領域の登録状況等は専門医機構ではなく、各学会によって行われている。

内科領域

消化器病、循環器、呼吸器、血液、内分泌代謝、糖尿病、腎臓、肝臓、アレルギー、感染症、老年病、神経内科、リウマチ、消化器内視鏡、がん薬物療法

外科領域

消化器外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、乳腺、内分泌外科

放射線領域

放射線治療、放射線診断

<通常>
3年

内科

3年

循環器

<連動研修(イメージ)>
3年

内科

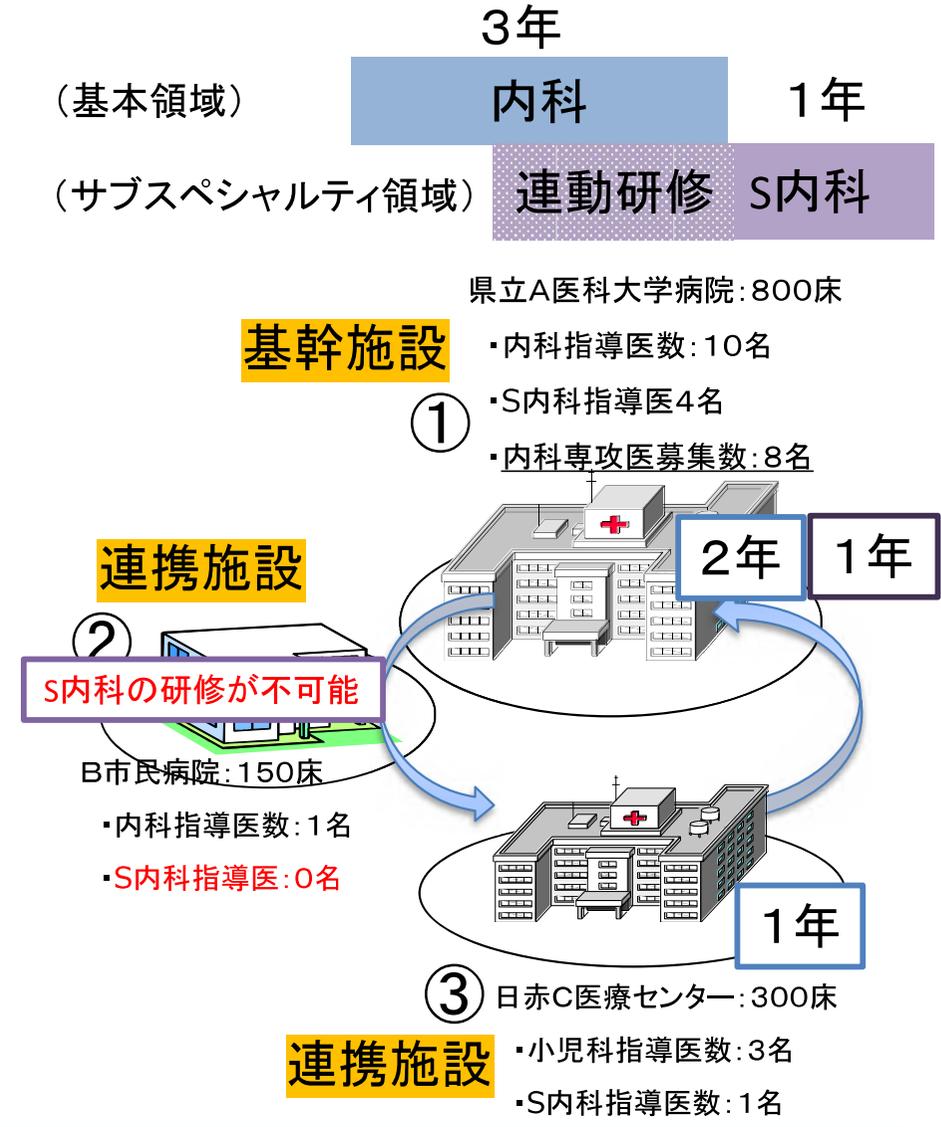
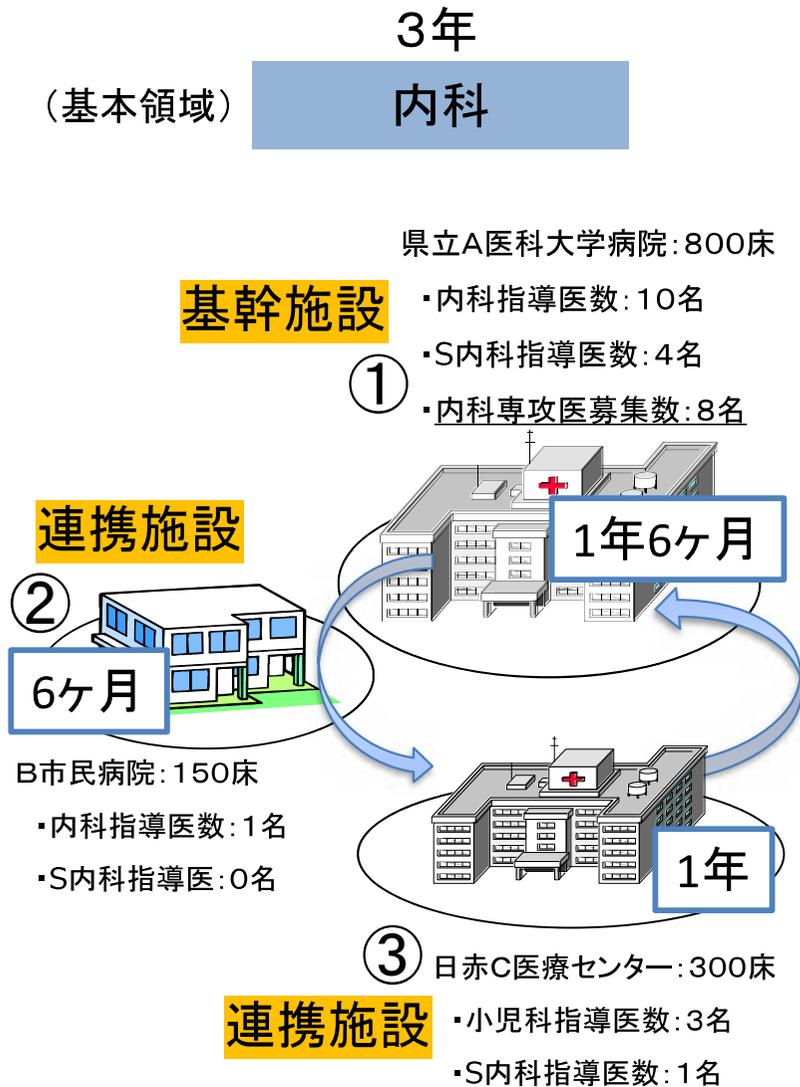
1年

連動研修 循環器

サブスペシャリティ領域の連動研修開始に伴う地域医療提供体制への影響(イメージ)

＜これまでの研修イメージ＞

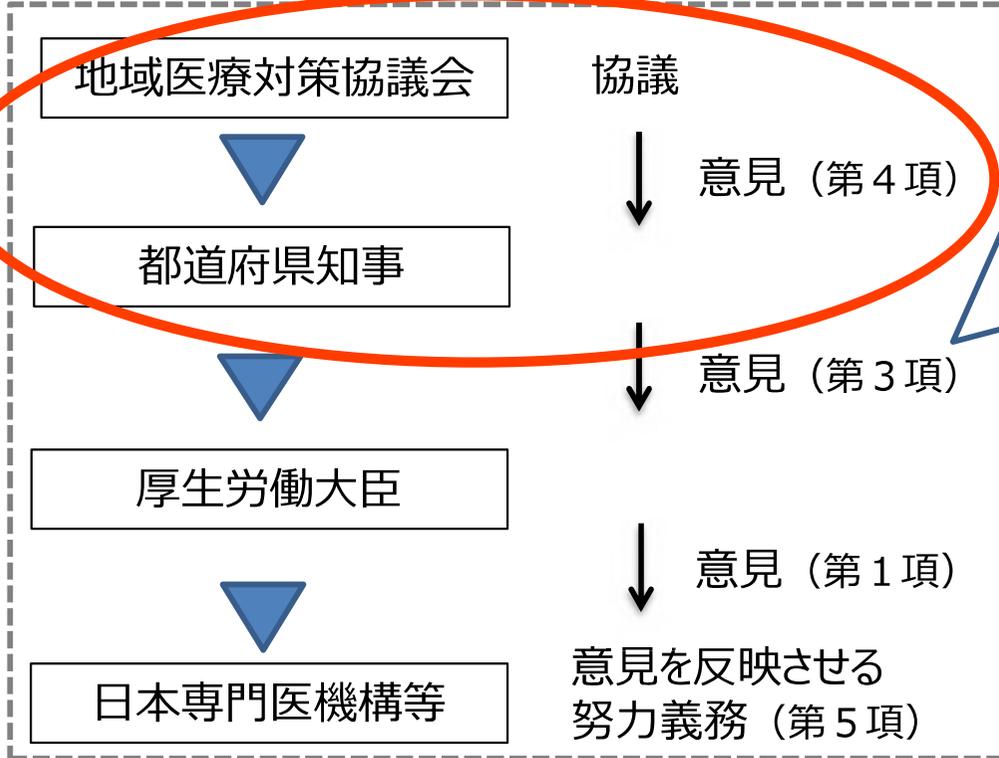
＜連動研修導入された場合のイメージ＞



連動研修が導入されることで、サブスペシャリティ領域において指導医がいない連携施設などで専攻医が研修できなくなる、あるいはしなくなる事等が予想される。

専門研修に厚生労働大臣・都道府県知事の意見を反映させる制度

医師法 16条の8



医師法第16条の8 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするとき（当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

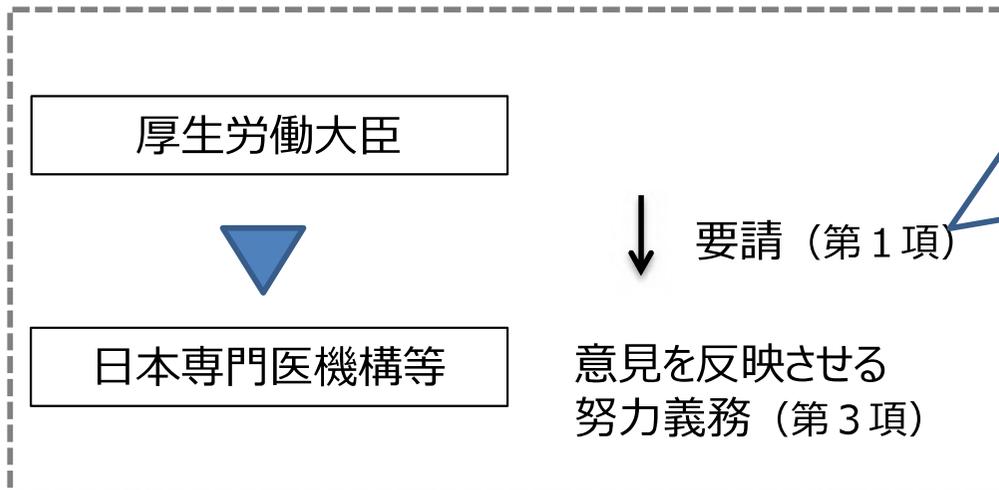
2 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 **都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。**

5 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により厚生労働大臣の意見を聴いたときは、同項に規定する医師の研修に関する計画の内容に当該意見を反映させるよう努めなければならない。

医師法 16条の9



医師法第16条の9 厚生労働大臣は、医師が医療に関する最新の知見及び技能に関する研修を受ける機会を確保できるようにするため特に必要があると認めるときは、当該研修を行い、又は行おうとする医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体に対し、当該研修の実施に関し、必要な措置の実施を要請することができる。

2 (略)

3 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により、厚生労働大臣から研修の実施に関し、必要な措置の実施を要請されたときは、当該要請に応じるよう努めなければならない。

大分県から厚生労働大臣への意見（案）について

サブスペシャリティ領域の専門研修に係る専門医制度整備指針の改訂等に伴う大分県からの意見について、地域医療確保の観点から次の2点を提案します。

【事務局案】

- 1 サブスペシャリティ領域の専門研修により、医師偏在を今以上に助長することのないよう基本領域も含めて十分な対策を講じること
- 2 総合診療医の確保に資するよう、総合診療科からサブスペシャリティ領域へのキャリアパスを早急に明確にすること